

企業会計基準公開草案第 71 号（企業会計基準第 27 号の改正案）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

※本コメントは、下記 3 件の改正に関するコメントである。

企業会計基準公開草案第 71 号（企業会計基準第 27 号の改正案）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」

企業会計基準公開草案第 72 号（企業会計基準第 25 号の改正案）

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 72 号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」

【質問 1】税金費用の計上区分に関する質問

○質問 1-1：（質問 1-1）税金費用の計上区分についての原則に関する質問

⇒全面的に同意する。国際会計基準との同様の取り扱いであり、大変望ましい。

○質問 1-2：複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱いに関する質問

⇒本年度より、グループ納税制度への移行により、個別財務諸表から納税額が計算されることに変更されることに鑑み、消極的に同意する。ただし、「退職給付に関する取引」に限定すべきであり、無制限に容認するべきではない。

★現在、個別財務諸表において執行停止となっている「包括利益に関する会計基準」は、執行停止を解き、個別財務諸表と連結財務諸表における退職給付債務の扱いや勘定科目名称の差異をなくすべきである。

○質問 1-3：その他の会計処理に関する質問

⇒**一部同意しない**。以下、論点別に述べる。

①重要性が乏しい場合の取扱い（法人税等会計基準改正案第 5-3 項(1)及び第 29-5 項）

⇒**一部同意しない**。

〔理由〕「重要性が乏しい」という抽象的な表現は危険である。本来の趣旨を逸脱した運用を防止する為に、「原則として、概ね、純資産の額の 1%未満の場合」などの定量的な歯止めが必要である。

②株主資本及びその他の包括利益に計上する金額の算定に関する取扱い（法人税等会計基準改正案第 5-4 項及び第 29-8 項）

⇒全面的に同意する。最終的な調整は当期純利益の側で行うのは適切である。

③その他の包括利益の組替調整（リサイクリング）に関する取扱い（法人税等会計基準改正案第 5-5 項、第 29-9 項及び第 29-10 項）

⇒全面的に同意する。JMIS の趣旨とも合致するものである。

なお、第 29-10 項の「税率の変更によるリサイクルをしない」としたことについても、実務上合理的であると考えられる。

④関連する繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していた場合の取扱い（税効果適用指針改正案第 9 項(3)、第 30 項、第 31 項及び第 123 項から第 124 項）

⇒全面的に同意する。原理原則に復するものであり、大変望ましい。

★以下は非常に重要な論点である。

>会社と子会社の支配関係が継続している場合の、親会社の持分変動による差額として計上される資本剰余金から控除する法人税等相当額の測定方法を定めている。

○質問 1-4：その他の包括利益の開示に関する質問

⇒**同意しない**。内訳項目別の税効果の金額を注記するのではなく、内訳・計算過程を包括利益計算書で直接表示すべきである。

【質問 2】グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する 質問

○質問 2-1：連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱い及び子会社に対する投資に係る連結

財務諸表固有の一時差異の取扱いに関する質問

⇒全面的に同意する。原理原則に復するものであり、大変望ましい。

○質問 2-2：連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上 繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いに関する質問

⇒同意する。

【質問 3】適用時期(及び経過措置)に関する質問

⇒一部同意しない。以下、論点別に述べる。

①適用時期（法人税等会計基準改正案第 20-2 項及び第 42 項並びに税効果適用指針改正案第 65-2 項及び第 162 項）

⇒同意する。ただし、「連結納税制度からグループ通算制度への移行」を考えると、[2022 年 4 月 1 日以降開始する年度から遡及しての早期適用も認容されることが望ましい](#)。

②適用初年度の経過措置（法人税等会計基準改正案第 20-3 項及び第 43 項並びに税効果適用指針改正案第 65-2 項及び第 163 項）

②-1：税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

⇒経過的な取扱いを定めなことに同意しない。このような寛恕規定は不要である。

②-2：グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

⇒特段の経過的な取扱いを定めなことに同意する。

【質問 4】

・近年、中小企業においても中国や東南アジアや北米・南米などへの海外進出が盛んに行われるようになった。[個別会計においても、国際会計基準\(IFRS\)または修正国際基準\(JMIS\)を使えるようにするべき](#)である。

以前から指摘しているように、[修正国際基準\(JMIS\)は非常に優れた会計基準である](#)ので、NY など海外の証券市場でも使えるように ASBJ は積極的に PR するとともに、政府・与党は ASBJ をバックアップするべきである。特に、「のれん」を償却にしていることは激変緩和機能として非常に有用であり、海外の市場でも使えるようになれば採用する企業も増加するものと考えられる。

なお、「JMIS が国際会計基準の一部をカーブ・アウトしたものである」という認識が、我が国では十分に理解されているとはいえない。先日某 NPO 法人の研究会の発表で、

JMIS に関する質問があり、JMIS の認知度が十分高くないことを実感した次第である。
実際 EU の EFRAG も IFRS をより良くするために規定の一部をカーブ・アウトしている。
JMIS も IFRS をより良く改良したものであることを積極的に周知するべきである。

・財務諸表等規則における「新株予約権」の表示方法は、現在、日本基準独自のものとなっているので、国際会計基準と同様になるよう、改正されるべきである。

・「連結貸借対照表」及び「連結株主資本等変動計算書」の書式も、国際会計基準に合わせて、「親会社説」ではなく「経済的単一体説」に立脚したものに改正されるべきである。しかも、連結損益計算書は 2015 年 4 月より、連結包括利益計算書は導入当初から、「経済的単一体説」に立脚しており、不統一であるのは望ましくない。また、システム監査の観点から言えば、連結財務諸表の明晰性向上の観点からも、経済的単一体説への統一が望ましい。

(以上)